

長岡市陸上競技協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は長岡市陸上競技協会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は会長が指定する所に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は長岡市における陸上競技を統括し、かつこれを代表する団体であって陸上競技の健全な普及および振興を図り、併せて長岡市に在住、勤務、在籍する人の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 陸上競技の普及と競技力の向上を図る。
- 2 陸上競技に関する公認審判の養成と審判技術の向上を図る。
- 3 陸上競技に関する協議会を開催する。
- 4 新潟陸上競技協会に公認審判員候補者を推薦する。
- 5 新潟陸上競技協会と長岡市スポーツ協会に功績、功労のあった者および優秀な競技者を栄章候補者として推薦する。
- 6 陸上競技に関する諸計画を立て、これを実施する。
- 7 陸上競技に関する情報の収集と提供をする。
- 8 陸上競技に関係する団体に協力と支援をする。
- 9 新潟陸上競技協会、長岡市スポーツ協会および中越陸上競技連絡協議会に長岡市の陸上競技界を代表して加盟し協力する。
- 10 競技会および会議等をとおり会員の親睦と友好を図る。
- 11 陸上競技に関する委託業務を行う。
- 12 その他、この会の目的を達成するために必要なことを行う。

第3章 組織

(組織)

第5条 本協会は次の新潟陸上競技協会登録者とこの会の目的に賛同し、登録した者をもって組織する。

- 1 市内に在住、在職する者。

- 2 市内の高等学校体育連盟専門部 中学校体育連盟専門部 小学校体育連盟専門部に所属する者。
- 3 陸上競技協会のない隣接する市町村に在住する者。
- 4 その他、本協会が特別に認めた者。

第4章 役員の選出および任務

(役員)

第6条 本協会に次の役員をおく。

- | | | | |
|------|----------|----|-----|
| 会長 | 1名 | 理事 | 若干名 |
| 副会長 | 若干名 | 監事 | 3名 |
| 理事長 | 1名 | 顧問 | 若干名 |
| 副理事長 | 若干名 | | |
| 常任理事 | 若干名 | | |
| 2 | 会長が委嘱する。 | | |

(会長、副会長の選出および任務)

第7条 会長は理事会で選出し、総会で承認を得る。選考委員会が理事会に推薦する。

- 2 副会長は会長が推薦し、総会で承認を得る。
- 3 会長は当協会の業務を統括し、これを代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できなくなった時または欠けたときは、会長が予め指定した順により、その職務を代行する。
- 5 副会長は理事長および、各専門部の指導、助言にあたる。

(理事長、副理事長の選出および任務)

第8条 理事長、副理事長は理事会で選出し、総会で承認を得る。選考委員会が理事会に推薦する。

- 2 理事長は、会長および副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、各専門部の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が職務を遂行できなくなった時または欠けたときは、理事長が予め指定した順により、その職務を代行する。

(理事の選任および任務)

第9条 理事は地域から12名および各団体（高体連3名 中体連3名 小体連1名）から推薦される。その他、会長が協会業務の必要に応じて推薦する。ただし、会員が10名に満たない地域は推薦できない。

- 2 理事は理事会を組織する。
- 3 協会の事業および規約改正などの重要事項を審議し、総会に提案する。
- 4 欠けた場合は補充する。

(専門部)

第10条 本協会に次の専門部を置く。

総務部 審判部 競技部 道路競技部 強化部 普及部 広報部 経理部

(専門部長と委員の選任および配置)

第11条 専門部長および専門委員は理事の中から理事長が専任配置し、理事会の承認を得る。

2 専門委員の任務内容は別に規程で定める。

(監事の選任および任務)

第12条 監事は会長副会長会議で選出し、理事会で承認を得る。

2 監事は、協会の会計および財産の状況を監査する。

3 監事は、理事会および専門部業務の執行状況を監査する。

4 監事は、協会の会計、財産の状況業務の執行について疑義ないし改善要望のあるときは、これを理事会に報告する。

(常任理事の選出と任務)

第13条 各専門部長および会長が推薦した理事がこの任にあたる。

2 理事長の命を受けて業務を分担し処理する。

(顧問の選任および任務)

第14条 顧問は陸上競技の発展向上に功労があった者、学識経験者の中から理事会で選出し、会長が委嘱する。

2 顧問は、協会の目的に応じた業務運営等について、会長および理事会の諮問に応じ意見を具申する。

(代表委員およびその選出)

第15条 本協会を代表する外部団体役員は常任理事会構成委員の中から理事会で選出する。

2 代表委員は理事会で各会の報告をする。

(選考委員の選任および任務)

第16条 選考委員が選考委員会を構成し、会長 理事長 副理事長 を選考し理事会に推薦する。

2 現任理事会構成委員から3名、中高体育連盟から各1名を選出する。

3 選考委員は、会長 理事長 に推薦されない。

4 任期は、理事会への推薦、承認までとする。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は2ヵ年とし、4月の定例理事会から翌々年の3月末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間

とする。

- 3 役員は任期満了後であっても、後任が就任するまで職務を行う。
- 4 協会の役員に定年を設け、任期中に75歳を越えないものとする。

(役員解任とその補充)

第18条 役員は次の項目に該当するときは、理事会の3分の2以上の議決により解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められたとき。
- 2 職務上の義務違反、その他役員に足りるにふさわしくない行為があると認められたとき。
- 3 解任された役員の補充は、該当役員の選出母体あるいは会長が補充し、総会の承認を得る。
- 4 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(常任理事会)

第19条 常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 常任理事会は定数の3分の2以上の出席で成立する。
- 3 常任理事会の議事は、出席者の過半数で決する。
- 4 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事で構成する。

(理事会)

第20条 定時理事会は毎年度4月と12月に会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時理事会を開く事ができる。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長、理事と諮問された顧問で構成する。
- 3 理事会は定足数の2分の1の出席で成立する。ただし、あらかじめ書面をもって委任行為をした者は出席したものとする。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長が決する。
- 5 会長が議長となる。

(理事会の開催の省略)

第21条 簡単な事項や急を要する事項または会長が必要と認めた時には、常任理事の意見を聞き執行することができる。または書面でも審議できる。

(総会)

第22条 総会は年1回定時総会を4月に開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数の場合は議長が決する。

- 3 総会において議決または承認する事項は次のものとする。
 - ① 事業計画および予算の決定
 - ② 事業報告および決算の承認
 - ③ 会費額の決定
 - ④ 規約の改廃
 - ⑤ その他、会長が必要と認めた事項
- 4 議長は、その都度出席者の中から選任する。

(推薦選考会議)

- 第23条 新潟陸上競技協会の公認審判、栄章候補者および長岡市スポーツ協会等の栄章候補者を推薦する。
- 2 次の職に在る者で構成する。
会長 副会長 理事長 副理事長 総務部長 審判部長 (公認審判推薦時)
 - 3 必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

第6章 経理および会計

(経費)

- 第24条 本協会の経費は次のもので代弁する。
- 1 会費

公認審判登録者	3,000 円
競技者登録者	2,000 円
県陸協に登録しない会員	2,000 円
中学生 高校生	100 円
 - 2 事業収入
 - 3 その他の収入

(出納)

- 第25条 協会の出納は会長の決裁を得てから支出しなければならない。
- 2 事前に会長から執行委任を受けた経費については、理事長の決裁で支出することができる。

(会計年度)

- 第26条 本協会の会計年度は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約、細則、規程の施行と改正

(規約の改正)

- 第27条 この規約は総会出席者の3分の2以上の同意があれば改正できる。

(施行)

- 第28条 この規約の施行について必要な事項は理事会の承認を得て会長が別に定める。

(細則と規程)

第29条 規約の運用を円滑にするために理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 附則

第30条 この規約は、平成26年4月12日から施行する。

制定	昭和23年	11月	1日
改正	昭和38年	4月	1日
	昭和43年	3月	18日
	昭和45年	12月	17日
	昭和48年	2月	15日
	昭和51年	4月	12日
	昭和54年	4月	9日
	平成3年	7月	2日
	平成6年	2月	22日
	平成9年	4月	12日
	平成21年	4月	29日
	平成22年	4月	17日
	平成26年	4月	12日
一部字句変更	平成29年	1月	12日
一部字句変更	平成30年	4月	1日